

認定申請添付書類一覧

認定基準確認書に添付する書類を確認したら、確認欄にチェックする際に利用してください。なお、この書類は提出の必要がありません。

提出前に、シートの最後に記載されている認定申請書類作成上の留意点を確認してください。

確認欄	基準No.	認定基準	添付書類
	1	設置者及び保育等の責任者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	各園の重要事項説明書等（保育等の責任者や役員等が明記されているもの）を添付 ※認可園は添付資料不要
	2	園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	給食食数表や園児名簿等で、前年度1年間の月ごとの在籍数がわかるもの。園の設立日、保育等の開始日が分かる資料。各曜日の開所時間が分かる資料を添付。（子どもの在籍数と常勤保育数が記入されていると、2・4・8の3項目に対応できます） ※認可園は添付資料不要
	3	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	該当する年度の収支計算書と事業報告書（2か年分）を添付 収支計算書類等の監査等で使用しているもの2か年分で、園の安定性を見ます。 ※認可園は添付資料不要
	4	申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月の利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。 ※在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。	※2・8と共通でも可。その場合2・4・8と付箋等で明記してください。 ※認可園は添付資料不要
	5	屋外等での子どもの自然体験活動が、毎月計画的に実施されていること。	以下の書類を添付 （1）年間の全体保育計画等1枚 （2）月の保育計画（月案）等6か月分 （3）自然等の体験活動が分かる資料（No.14と関連） ※詳しい記載内容と提出方法が、シートの末の欄外に「書類作成上の留意点」があるので、確認の上、提出してください。
	6	屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。	大まかな地図（住宅地図のコピー、手書きを問いません）と自然体験活動のできる現地の写真3枚程度を添付
	7	信州型自然保育（特化型） にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。	※添付書類は不要
		信州型自然保育（普及型） にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。	※添付書類は不要
	8	申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。	年度末時点のクラス別児童の数及び担任数がわかる書類（クラス名簿のように、子どもと保育者の数的対比がわかるものを添付。 ※2、4と共通でも可）その場合2・4・8と付箋等で明記してください。 ※認可園は添付資料不要
		①満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 ②満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 ③満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 ④満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 ⑤保育者は、常時2人以上いること。 ⑥常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。	
	9	県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしていること。	※添付書類は不要

確認欄	基準No.	認定基準	添付書類
	10	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。	研修内容がわかる書類（修了証や研修レポート）を添付 2年の間には必ず、資質向上のために、県で主催する研修会、又は、自然保育に関する外部の研修を受講していることが必要です。
	11	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。	対外発信の当日の要項や公開保育時案、研修記録等の資料を添付 ※シート欄外に対外発表の補足説明あり
	12	申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。	内部研修を行っていることが分かる資料（園内の短時間研修や職員会で使用した資料のコピーや記録でも可）を添付 少なくとも職員会で自然を利用した活動についての話し合いを行っていることが必要です。
	13	<u>信州型自然保育（特化型）</u> にあつては、自園又は他の保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。	（特化型の園のみ添付） 該当する保育者の経歴書を添付
	14	屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。	公開されていることが分かる資料を添付 HPを持たなくても、園便りや新聞記事等で可（11・5と共通項でもあります）
	15	信州型自然保育（特化型）にあつては、申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。 ①MFA「チャイルドケアプラス」 ②上級救命講習 消防庁 ③幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④小児救命救急法（EFR-CFC） ⑤普通救命講習Ⅲ 消防本部（局） ⑥赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社 ⑦赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社	（特化型の園のみ添付） 受講修了証または資格認定証などのコピーを添付
	16	屋外等での子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。	屋外での自然体験活動時の保育者の配置体制が分かる資料を添付 ※戸外での活動中の複数での引率等、保育者がどのような位置関係にいるのかをNO.17のマニュアルに記載していることが必要です。
	17	屋外等での子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	屋外等での子どもの体験活動を行う際の <u>安全管理マニュアル</u> を添付（保護者会で周知してください）
	18	屋外等での子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。	避難などの対応方法について保育者や保護者と共有するために作成した資料を添付 災害発生時の連絡順等のフローチャート手順が記載されたものが望ましい（救急車がどこまで入れるのか等が具体的にないと良いです）
	19	屋外等での子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。	諸機関への連絡方法について定めていることが分かる資料を添付 事故発生時の対応順がフローチャートになっており、各連絡先（担当課や警察）の電話番号が一覧になっているものが望ましいです。 ※認可園は添付資料不要
	20	屋外等での子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。	緊急時に保護者への連絡方法が具体的に定められていることがわかる書類（書面やメール伝達方法）を添付 ※認可園は添付資料不要
	21	園として、子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。	保険証書のコピーを添付 「災害給付契約名簿更新書」と「共済掛け金支払明細書」のコピーが必要です。前年度の保険加入がわかる書類を添付してください ※認可園は添付資料不要
	22	地域住民と交流する機会を設けていること。	前年度の交流の様子がわかる書類・写真・記事等を添付（地域の方と一緒に遊ぶ姿の写真や案内文等）
	23	在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。	前年度の幼保小連携会議や交流の様子がわかる書類・写真・記事等を添付（子どもたちが交流する様子や連携会議の書類いずれか） ※認可園は添付資料不要

確認欄	基準No.	認定基準	添付書類
	24	子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。	個人情報保護の規程が記されている資料、事前に保護者に同意を得ていることが分かる資料を添付 ※実際に報告年度当初、保護者に配付して写真撮影等について確認している書類（無記名のもの）

認定申請書類作成上の留意点

基準No.5の記載内容と提出方法

(1) 年間の全体保育計画等 1枚

- ・内容は、全体的な計画や年間保育指導計画等です。
- ・園の様式によります。
- ・自然保育に関するねらいを位置づけてください。
- ・自然等の体験活動の内容に下線を引いてください。

(2) 月の保育計画（月案）等6か月分

- ・申請月をはさんで前後3か月ずつ、計6か月の保育計画です。
- ・年齢の選択は任意です。
- ・園の様式によります。以下の各項目が必要です。
- ・以下の各項目に、自然体験活動の内容を記載してください。
- ・自然体験活動の記載内容には下線を引いてください。
 - ①今月のねらい
 - ②今月の保育内容（5領域、環境構成、保育者の援助や配慮、リスクマネジメント等）
 - ③評価、振り返り、子どもの姿
- ※ただし、③は申請月の前3か月に記載する。

(3) 自然等の体験活動が分かる資料（14参照）

- ・園便り、ドキュメンテーション、新聞記事等を適宜、添付してください。
- ・ただし、活動報告書該当年度において、県のポータルサイト「信州やまほいくの郷」に、自然保育の実践事例を公開している園は添付不要です。

添付書類について (提出前に確認してください)

○ 全申請園に必要なもの

- ・年間の全体保育計画等1枚・月案6か月分・自然体験活動が分かる資料（No.14と共通でも可）（5・14）
- ・自然体験活動ができる場所の地図と写真（6）
- ・参加した研修のレポート等（10）
- ・対外発表資料等（11）
- ・園内研修の記録（12）
- ・対外広報資料（No.5と共通でも可）（14）
- ・安全管理マニュアル（16・17）
- ・緊急時フローチャート（18）
- ・地域との交流資料（22）
- ・個人情報保護に関する確認書類（24）

○ 認可外施設の申請で必要なもの

- ・責任者が明記された重要事項説明書等（1）
- ・毎月の在籍数と常勤・非常勤保育者の記載された名簿等（2・4・8）
- ・収支計算書と事業報告書（3）
- ・事故発生時フローチャート&連絡先一覧（19）
- ・緊急時の保護者との連絡方法（20）
- ・傷害保険証書（21）
- ・小学校との交流資料（23）

基準No.11 について

具体的に該当する要件とは

- ・複数の保育者が対象の公開保育
 - ・保育者や市町村等の団体視察
 - ・マスコミ等の取材
 - ・保育研究
(自治体内で公開する事例発表)
 - ・地域での会議や地区懇談会でのやまほいくの発信
 - ・公民館報等への記事の提供
 - ・地域保小連絡会等での発信
- 等が含まれます。